

特定非営利活動法人サービスフロンティア定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人サービスフロンティアという。

2 略称をNPO法人SFとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区和泉三丁目17番15号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域社会の人々が必要とする書籍等の文字情報、電子情報等や、公共施設等を活用した福祉・健康・文化・スポーツ活動等のサービスを提供することにより、地域住民に生涯学習の機会を提供するとともに、家庭・学校・社会の教育環境づくりを支援する活動を通して地域を支えることを目的とする。また、行政と協働して図書館の利便性やサービスの向上、普及のためのサービス業務及び、地域の安全や課題の解決に向けた取り組みを行い、円滑なまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動
- (11) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 学校・図書館等の利用やサービスの充実を図るための活動の企画・協働・運営事業
- (2) 商店街・企業・教育機関・公共施設等と連携し、地域情報や社会教育活動を多角的に

- 展開し、豊かなまちづくりを促進する活動の企画・協働・運営事業
- (3) 安全なまちづくりのための見守り・防災・災害支援等の事業
 - (4) 学術・文化・芸術又はスポーツの活動の企画・協働・運営を通じた地域の活性化を図る事業
 - (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 支援会員

この法人の目的に賛同して入会し法人の活動を支援・後援する個人及び団体

(3) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 会長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員及び職員等

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上 15人以内

(2) 監事 1人以上 3人以内

2 理事のうち、1人を会長とし、1人を副会長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事及び総会に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(名誉会長、顧問、アドバイザー)

第19条 この法人は、名誉会長、顧問、アドバイザーを置くことができ、理事会の推薦により会長が委嘱する。

2 名誉会長、顧問、アドバイザーは、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

但し、名誉会長、顧問、アドバイザーは、理事会に於ける議決権を有しない。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 役員の選任又は解任
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 会員の除名
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

（総会開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面、もしくは電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集がするとき。

（総会の招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、もしくは電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の規定の適用については、出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者、もしくは表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名、押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面、もしくは電磁的方法により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 号の場合には、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、も

しくは電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 この法人の資産は特定非営利活動に係わる資産とする。

第 6 章 会計

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

2 この法人の会計は特定非営利活動に係わる会計とする。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨時の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第28条の2第1号に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局及び職員

（事務局の設置）

第52条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事会の議決を経て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

（組織及び運営）

第 53 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1.この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2.この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3.この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 5 月末日までとする。
- 4.この法人の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 5.この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによる。
- 6.この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人・団体）	一口 10、000 円（一口以上）
	支援会員（個人・団体）	0 円
	賛助会員（個人・団体）	50、000 円
(2) 年会費	正会員（個人・団体）	10、000 円
	支援会員（個人・団体）	6、000 円
	賛助会員（個人・団体）	30、000 円

別 表 設立当初の役員

役職名	氏名
会 長	鈴木 茂
副会長	田木 千城夫
理 事	伊藤 譲
同	井上 光司
同	小黒 淳子
同	小林 賢治
同	櫻井 武志
同	佐藤 弘美
同	高島 マサ子
同	高野 壽一
同	蜂巢 成昭

同	針ヶ谷幹雄
同	東島 信明
同	山田 清
同	横坂 敏彦
監 事	坂田 仰
同	對馬 昭次

附則 1

変更事項

以下を変更した定款は平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

ただし、第 29 条第 2 項及び第 30 条第 1 項の電磁的方法による社員の表決については、平成 20 年 12 月 1 日からその定めが有効になる。

1) 総会並びに理事会に関する

「総会開催」 定款第 24 条 第 2 項— (2) 号

「総会の招集」 定款第 25 条 第 3 項

「総会での表決権等」 定款第 29 条 第 2 項

「理事会の開催」 定款第 33 条— (2) 号

「理事会の招集」 定款 34 条 第 3 項

「理事会の表決権等」 定款 37 条 第 2 項

上記、各条項等に『、もしくは電磁的方法』を挿入する

2) 総会に関する

「総会の議事録」 定款第 30 条 第 1 項

上記、条項に『書面又は電磁的方法による表決者、もしくは』を挿入する

3) 総会に関する

「理事会の議事録」 定款第 38 条 第 1 項

上記、各条項等に『書面又は電磁的方法による』を挿入する

但し、第 29 条第 2 項及び第 30 条第 1 項の電磁的方法による社員の表決については、平成 20 年 12 月 1 日からその定めが有効になる。

附則 2

この定款は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。